

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

〔 PPA 活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス
強化促進事業 〕

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

⑥未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

「Ⅰ. 地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業」

「Ⅱ. 廃熱を有効活用する設備導入支援事業」

Q&A 集

令和4年7月12日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	1
2. 【応募申請時の提出書類について】	4
3. 【事業期間について】	6
4. 【補助対象について】	8
5. 【補助対象経費について】	9
6. 【採択以降について】	10
7. 【その他】	12

1.【全般】

1-1. 本事業はどのような体制で執行されますか。

- 本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。
- なお、本事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問い合わせ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下、協会）までお願いします。

1-2. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- 本補助金の交付を申請できる者は次のとおりです。
 - (1) 民間企業
 - (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (3) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
 - (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - (6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - (7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (9) その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

1-3. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

- 本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。
- ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の 3 決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当される場合は、事前に協会に相談してください。

1-4. 地域の未利用熱を活用した設備や廃熱を有効活用する設備をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

- 設備等の調達の一形態としてリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同事業者とした申請としてください。
- リース料から補助金相当分を減額することを約束してください。（減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式が想定されません。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められません。契約書案等を添付してください）。

○リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約としてください（法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限り、契約書案を添付してください）。

1-5. ESCO事業の枠組みを用いて設備を導入することは可能でしょうか。

○ESCO事業による設備導入を行う場合であっても、補助の対象はあくまで設備の所有者に対してとなります。具体的には、活用するESCO事業の契約方式により対応が異なります。

① ギャランティード・セイビングス契約

事業者が直接設備を調達、導入する方式であり、設備の導入に係る費用は補助対象となります。補助の対象となるのはあくまで設備導入（購入）費用のみであり、ESCO事業者へのサービス料金は含みません。

② シェアード・セイビングス契約

ESCO事業者（リース事業者）が設備を調達してリースする方式であり、設備の導入に係る費用が補助対象です。

1-6. 未利用熱（地中熱、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱）について「④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業「計画策定事業」」で申請した場合、「地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業」に申請は可能でしょうか。

○「④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業「計画策定事業」」を申請した場合、「地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業」には同一年度で申し込むことはできません。翌年度であれば、申し込みは可能です。

1-7. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。

○実施計画書等の記載内容が本事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒアリングを実施する場合があります。

1-8. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

○書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。

1-9. 他の補助金と併用は可能ですか。

○国からの補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)は1事業1件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、本補助金が採択された場合は、本事業を優先するようお願いします。

○地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

○ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(協会)からの補助金と併用できる仕組みになっていることが必要です。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

○以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

1-10. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

○交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、CO2排出削減効果等の事業能率に関係がない事業計画の軽微な変更に限り認められますが、詳細については、協会に相談してください。

1-11. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

○原則、メールで具体的な相談内容をお問合せ願います。

1-12. 公募要領に、「J-クレジット制度への登録を行ってはいけない。」とありますが、グリーン電力証書の認証についてはどうですか。

○J-クレジットと同様に法定耐用年数を経過するまでは、グリーン電力証書の認証は受けられません。

2. 【応募申請時の提出書類について】

2-1. 様式 1 応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

- 法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-2. 複数の施設に関する応募について、一つの提案として応募しても良いでしょうか。

- 複数施設にわたり導入する設備の所有者である申請者が同一の場合、それぞれの施設ごとに申請してください。施設ごとに採択の可否を判断します。

2-3. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。

- 代表事業者の法人に所属し、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
- 代行申請はできません。

2-4. 代表事業者の業務概要や貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。

パンフレット及びホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。

- 問題ありません。最新のものを提出してください。

2-5. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

- 単体と連結、両方提出してください。

2-6. 貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。

- 不要です。

2-7. 設備の設置に関して留意することはありますか。

- 地-方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
- 再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。なお、耐震 B クラス以上で計算してください。

2-8. 「土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものを言いますか。

- 設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が稼働できるように措置を講じることをいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。

ただし、地域によって補助対象設備が稼働できるような措置を講じることが困難な場合は、被災した設備の修復に努めてください。

2-9. 再生可能エネルギー熱設備の災害時の活用に関して、どのような点に留意する必要がありますか。

○停電時において「地域での活用」は必須要件ではありませんが、補助対象外経費で調達する非常用発電機等を用いて災害時の熱利用を計画されている場合は、申請書において停電時の施設と設備の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。

2-10. 導入費用の計算方法をわかりやすく教えてください。

○再生可能エネルギー熱利用設備については、補助対象費用（円）を法定耐用年数で稼働させたときのCO2削減量（tCO2）で割ったものをCO2削減コスト円/tCO2）とします。
この値が下表の基準を下回るものであること。

(1) 設備	(2) CO2 削減コスト 〔千円/tCO2〕
地域の未利用熱を活用した設備	240
廃熱を有効活用する設備	150

2-11. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、どんな見積書の添付が必要ですか。

○見積書

- ・申請時に有効な見積書（押印付き）であること
- ・見積金額に税込・税抜き等の記載があること
- ・発行日、有効期限等の記載があること

○見積明細書

- ・設備費・材料費は、内容がわかるように具体的に記載すること（「一式」は使用しないでください。）
- ・労務費は、計算式を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること
※ 単価の根拠資料 建設物価、公共工事設計労務単価表（ホームページに掲載）、公共建築工事積算基準など
- ・共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の根拠を明確にすること
※ 算出の根拠 公共建築工事共通費積算基準（ホームページに掲載）、建築施工単価など
参考までに公共建築工事共通費積算基準の計算ファイルをホームページに掲載しています。必要に応じて使用してください。

- ・「消耗品費」など消耗品に関する経費は補助対象外とすること
- ・補助対象・補助対象外経費がわかるように備考欄等に明示すること
- ・「間接工事費」「設計費」「監理費」は、「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること

2-12.熱利用設備を設置し活用しているが、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるでしょうか。

- 本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。
- なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。
また、CO₂ 排出削減効果においては、本補助事業での数値が必要です。既実施事業と切り分けが必要です。
- 自家消費率又は特定供給率は、今回導入する設備の発電量や熱量のうち、施設や特定供給先で活用（消費）される割合（%）を算出してください。

2-13. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

- 二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。
- 導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO₂ 削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考にして、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。

2-14. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

- 本事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

3.【事業期間について】

3-1. 事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

- 事業完了とは、下記の要件を満たしていることが必要です。当該年度1月31日までに完了するようにしてください。
 - ・当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していること

3-2. 事業期間に変更が発生した場合はどうすればよいですか。

- 応募にあたっては、単年度（当該年度の1月31日まで）で事業を完了するように計画を立てたうえで申し込んでください。ただし、その後の状況により事業が遅れることが分かった場合は、速やかに協会に相談してください。協会としても、適宜、事業の進捗状況を確認しますので、そのときに担当者に状況をお知らせください。

3-3. 2カ年度事業として応募をすることは可能ですか。

- 単年度（当該年度の1月31日まで）で事業を完了することが原則ですが、単年度での実施が困難な場合は、年度毎の事業内容、事業スケジュール、事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳からなる応募申請書を提出することで、2カ年度事業（最大2カ年度以内）として事業を実施することは可能です。

3-4. 2カ年度にわたる事業を提案して採択された場合、注意点はありますか。

- 当該年度の交付決定を受けるまで、補助対象となる工事を実施することはできません。公募要領に定めた事業期間に含まれない期間については必ず空白期間を設定する必要があります。
- 翌年度の予定は未定ですが、政府予算の成立後、可能な限り空白期間を生じないように執行されるものと思われます。
- 2カ年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程第15条に基づき、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければなりません。
- 翌年度以降の補助事業は、国において翌年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があるため、極力、単年度で事業が完了する計画となるように努めてください。
- 2カ年度にわたる事業の場合、請負工事業者等との補助事業の契約(発注)については、**6-2.**でも回答しておりますが、各年度で交付決定日以降に行うようにして下さい。
なお、初年度に一括して契約する場合には、各年度の事業内容、実施期間、契約金額を明示した契約内容とし、各年度の実施期間が当該年度の補助事業期間(交付決定日から事業完了日)内となるように設定して下さい。

3-5. 2カ年度にわたる事業において、初年度「設計のみ」、2年度「設備設置工事」という計画でも構いませんか。

- 原則として、単年度で設計と設備設置工事を併せて応募ください。
ただし、設計のみ初年度に実施する場合は「④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業「計画策定事業」」に応募ください。
設備設置工事については、「計画策定事業」終了後、翌年度に本事業に申し込んでください。

4. 【補助対象について】

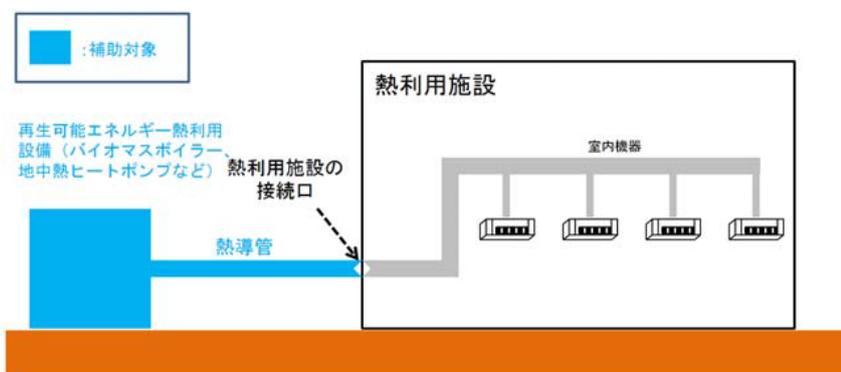
4-1. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

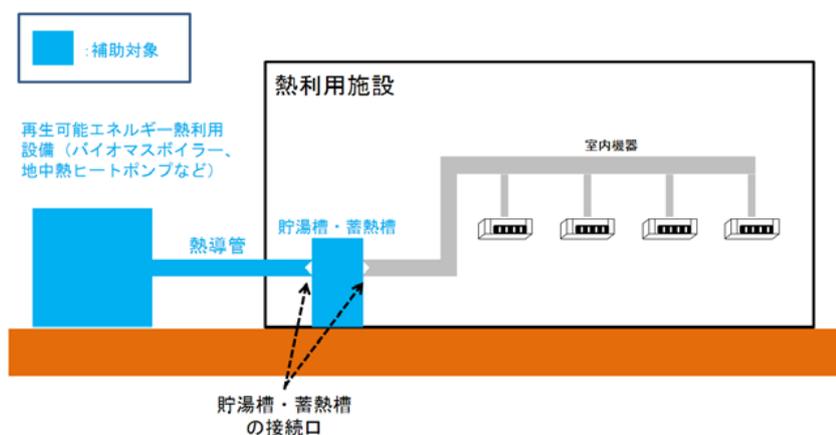
4-2. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

○付帯設備については、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備、及び補助対象設備の導入に伴い追加が必要となる設備であって、必要最小限度のものに限ります。

(例1) 熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置しない場合



(例2) 熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置する場合



4-3. 貯湯槽は補助対象となりますか。

○エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な設備であることが合理的に示される場合、付帯設備として補助対象となり得ます。

4-4. 発熱量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。

○計測器が熱設備等、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。

なお、広報等を目的とした「見える化システム」については、補助対象外となります。

4-5. 中古品・リユース品は、補助対象になりますか。

○本補助金の対象となる熱利用設備については、中古品・リユース品は補助対象外とします。

4-6. 地中熱、地下水熱を利用した設備は補助対象になりますか。

○地中熱、地下水熱を利用した設備のうち散水方式、地下水還元方式は補助対象外とします。

5. 【補助対象経費について】

5-1. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

○補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

< 補助対象外経費の例 >

- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器（ただし、熱設備の稼働に必要な機器は対象）
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例:消火器）
- ・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存設備の撤去費
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・安全フェンス等の設置に係る費用等
- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・補助対象施設以外のオプション品の工事費・購入費等

5-2. 消費税は補助対象となりますか。

○消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者

○補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告してください。

6. 【採択以降について】

6-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

○問題ありません。

6-2. 請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。

○交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

6-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

○競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

6-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約は認められますか。

○補助事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不適當である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。また、交付申請段階で分かっている場合は、交付申請時に理由書を添付してください。

6-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。

○別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

6-6. 事業期間内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測事態により事業期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

○本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。

6-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。

○交付申請時においては、採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

6-8. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

○採択時の事業計画内容と異なるものは、原則認められません。

なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

6-9. 補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更である場合は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

○「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

○なお、変更する必要がある場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

6-10. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

○原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。

7.【その他】

7-1. 本補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。

また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

- 事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。
- 補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。
- なお、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

7-2. 本補助事業で取得した財産を、処分したい場合、制限はありますか。

また、どのような手続きが必要になりますか。

- 補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内(法定耐用年数)に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しをすることをいいます。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間となります。

7-3. 圧縮記帳は適用可能ですか。

- 所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。
- 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
- なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)と合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。